

千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会
令和5年度第1回会議 事務局説明資料

令和5年7月14日
連絡協議会事務局

1. 「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」について 資料集 p. 1～9

- 平成30年3月、「千葉県議会フリースクール等教育機会確保議員連盟」結成。条例案の検討始まる。
- 令和5年2月の定例県議会へ条例案提出、全会一致で可決、成立。
- 条例のポイント（※平成28年制定の「教育機会確保法」と異なる点）
 - ・不登校児童生徒のみを対象
 - ・基本理念「登校できるようになることのみを目標としない」
 - ・連絡協議会設置
 - ・基本方針策定
- 連絡協議会の役割
 - ・基本方針について協議
 - ・施策を円滑に実施するための連絡及び協議

2. 本県の不登校児童生徒の状況について 資料集 p. 11～22

- 平成25年度以降9年連続増加。令和3年度は公立の小中学校で過去最多の9,951人 (p. 12)
- 学校内外の機関等による相談・支援等を受けていない者が約4割 (p. 15)
- 不登校の要因
 - ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では
無気力・不安 … 小学生59.5% 中学生49.5% (p. 14)
 - ・「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」では
「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」 (p. 19)
先生のこと … 小学生29.7% 中学生27.5%
身体の不調 … 小学生26.5% 中学生32.6%
生活リズムの乱れ…小学生25.7% 中学生25.5%
友達のこと … 小学生21.7% 中学生25.6%
「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」 (p. 20)
勉強がわからない…小学生31.4% 中学生41.8%
- 学校以外の教育の場 (p. 21)
 - ・教育支援センター（適応指導教室） 県内65施設
小学生9.7% 中学生10.5%
 - ・フリースクール等 県内63団体等
小学生5.1% 中学生 3.0%
 - ・不登校特例校 設置なし（※浦安市が設置準備中）

3. 本県のこれまでの取組について 資料集 p. 23～66

(1) スクールカウンセラー等の配置 (p. 23)

・スクールカウンセラー

小学校 636校中636校 (隔週1日384、月1日252)

中学校 310校中310校 (週1日)

高等学校 121校中105校 (週1日)

特別支援学校 37校中 1校 (隔週1日)

教育庁・教育事務所 6所

・スクールソーシャルワーカー

小・中学校 18校

高等学校 21校

教育事務所 5所

(2) 訪問相談担当教員の配置 (p. 24)

・県内12名、地区不登校等児童生徒支援拠点校 (小・中学校)

- ・不登校児童生徒への家庭訪問を中心とした活動により、支援の充実を図っている。

(3) 不登校児童生徒支援推進校の指定 (p. 25)

- ・130校 (小学校4、中学校124、義務教育学校2) に教員1名の加配及び校内不登校児童生徒支援教室を設置

- ・不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行う。

(4) 不登校児童生徒支援チームの設置 (p. 26)

- ・構成員：福祉の専門家、教育相談に識見のある元教員、心理の専門家、指導主事

- ・子どもと親のサポートセンターに設置され、解消困難な事例に対し、各専門家の多面的な視点から助言や支援を行う。

(5) 子どもと親のサポートセンター (p. 27～28)

- ・児童・保護者向けの「サポート広場」「サポートセミナー」「サポルーム」「わくわくチャレンジ」の各事業実施

(6) 千葉県版不登校児童生徒の支援資料集 (p. 29～32)

- ・研修等で活用することで、教員の資質向上に努め、不登校への対応力の向上を図る。

(7) 千葉県版 不登校児童生徒・保護者のための「サポートガイド」 (p. 33～40)

- ・行政の支援機関、フリースクール等民間団体・施設、親の会等を紹介。

(8) 相談窓口の設置

- ・ 教育事務所の教育相談室
- ・ 子どもと親のサポートセンターにおける相談窓口(電話、来所、メール、SNS) (p. 41)

(9) 生徒指導専任指導主事の配置 (p. 43~44)

- ・ 各教育事務所配置計 1 2 名
- ・ 教育事務所管内の学校の生徒指導に専ら従事し、一定の期間、特定の学校に対して指導・助言を行う。(3)の不登校児童生徒支援推進校への指導・助言も行う。

4. 今後の課題について

○ 不登校児童生徒の状況の把握

- ・ 不登校の原因・理由
- ・ 統計に表れない「かくれ不登校」
- ・ 別室登校、保健室登校の状況
- ・ ICTの活用状況
- ・ 出席扱いの判断基準
- ・ 支援ニーズ

⇒ 今後、不登校児童生徒、保護者、学校、教員に対する調査実施予定。

○ 不登校児童生徒を支援する関係者の状況の把握、連携協力

- ・ フリースクール等の状況
- ・ 教育支援センターの状況
- ・ 不登校特例校の設置

⇒ 今後、フリースクール等についての実態調査やニーズ調査、市町村への情報提供、調査協力を依頼する予定。

○ 不登校児童生徒に対する支援の在り方

- ・ 基本方針の策定、効果的な支援策の検討
- ・ 不登校児童生徒・保護者やフリースクール等への経済的支援 (p. 45)
- ・ 関係者の役割分担

⇒ 連絡協議会の協議を踏まえて検討を進める。

5. 基本方針について 資料集 p. 47～62

- 基本方針で定める事項（条例第10条第2項）
 - ① 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
 - ・教育機会の確保の意義
 - ・現状と課題
 - ・基本的な考え方 など
 - ② 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
 - ・条例に規定する施策の方針
 - ▷ 情報提供
 - ▷ 学校以外の場における学習活動等の状況の継続的な把握
 - ・その他不登校児童生徒の教育機会確保のために必要な施策の方針
 - ▷ 教育支援センターの在り方
 - ▷ 不登校特例校の設置
 - ▷ フリースクール等との連携協力 など
 - ③ その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
 - ・条例に規定する施策の方針
 - ▷ 県民の理解の促進
 - ▷ 相談体制の整備
 - ・その他必要な施策の方針
 - ▷ 情報収集
 - ▷ 調査研究
 - ▷ 人材の確保 など

6. 今後のスケジュールについて

- 会議の開催 令和5年度中に3回
- 基本方針の策定 令和5年度中に原案をまとめる予定